

行政職副主幹・新任担当長研修業務委託 プロポーザル実施要領

1 契約の目的

行政職副主幹（新任～3年目）及び新任担当長が、それぞれの役職で果たすべき役割を認識し、職務遂行に必要な知識・スキルを習得する研修を実施するため。

2 契約の概要

行政職副主幹（新任～3年目）及び新任担当長への研修の企画、テキストの作成、集合研修の実施、必要に応じて事前学習・事後学習の実施。

3 提案限度額

4,500,000円（消費税込み）

4 参加資格要件

次に掲げる条件をすべて満たす者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当する者でないこと。
- (2) 国税、県税、市税が未納でないこと。（参加申請時に別紙を提出すること。）
- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- (4) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていないこと。
- (5) 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の特定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- (6) このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がないこと。（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）
- (7) 公告日において、次に掲げる条件を満たすこと。
平成29年4月以降、国又は地方公共団体発注の業務で元請として、行政職員（管理職・監督職）を対象としたマネジメントに関する研修業務の履行実績を有する者であること。

5 選考日程

(1) 全体スケジュール

- | | |
|----------|--------------------|
| 3月20日（月） | 業者選定審査会による方式の決定 |
| 3月22日（水） | 事業実施の公告、公表、公募の開始 |
| 3月22日（水） | 業務説明資料等の交付開始 |
| 4月 3日（月） | 参加表明書の受付期限・質問の受付期限 |
| 4月 4日（火） | 参加資格確認通知書の送付 |
| 4月11日（火） | 質問の回答期限 |

- 4月18日(火) 提案書等の提出期限
- 4月25日(火) ヒアリング実施及び選考委員会開催
- 4月27日(木) ヒアリング予備日
- 5月15日(月) 業者選定審査会による業者の決定
- 5月16日(火) 選考結果の通知
- 5月24日(水) 見積徴取及び契約締結

(2) ヒアリング

- ア 日時 令和5年4月25日(火)の午前9時～午後4時のうち指定する25分間
予備日 4月27日(木)

※ヒアリングは参加表明順に実施し、27日は予備日とする。

- イ 場所 豊田市役所 本庁舎会議室(会議室の空き状況により変更の可能性あり)

- ウ 備考 提出された企画書等に基づき1社25分(説明10分、質疑応答15分)のヒアリングを行う。

プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。

全参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。

新型コロナウイルスの感染状況によっては、ヒアリングの方法を変更する場合があります。その場合は、WEB会議が可能であるZOOMミーティングを使用する予定であるため対応できるようにすること。

6 選考委員

- | | | | |
|-----|--------|-----|-------|
| 委員長 | 総務部 | 副部長 | 塚田 良 |
| 委員 | 学校教育課 | 課長 | 小山 幾子 |
| | (消)総務課 | 課長 | 蟹 博文 |
| | 保育課 | 課長 | 畔柳 隆二 |
| | 人事課 | 課長 | 杉浦 智文 |

※令和5年度定期人事異動に伴い、委員を変更することがある。

7 提案書等の提出書類

A4サイズ片面6枚以内(見積書及び積算内訳書を除く。)に下記内容を記載(提出部数は正本1部、副本6部) 副本については、社名及び社名を連想させるロゴ等を使用しないこと。また、表紙や目次のほか、本文中にも記載しないこと。

ア 業務経歴

研修業務の実績一覧(業務名、発注者、請負金額、契約期間、業務の概要等)

イ 業務担当体制

研修設計者、研修講師等の資格、経歴、同種・類似業務実績、現在の手持ち業務

ウ 業務実施方針

研修実施方針、業務体制、研修の全体像、重点項目、課題及びその対応等

エ 本業務への提案や意見、研修の具体的な実施手法

オ 工程計画

カ 見積書及び積算内訳書（1部）

8 評価基準

（1）下記項目について選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計で最高得点の者を契約の相手方として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。

ア 業務経歴等（32点）

（ア）研修業務の実績（6点）

過去3年間の国及び地方自治体におけるマネジメントに関する研修業務の受託実績

（イ）研修設計者（12点）

研修設計者の経歴、同種・類似業務実績

（ウ）研修講師（14点）

講師の経歴、同種・類似業務実績

イ 業務実施計画等（68点）

（ア）業務実施方針（30点）

（イ）本業務についての提案・意見（20点）

（ウ）工程計画（4点）

（エ）提案価格（10点）

（オ）取組意欲（4点）

※詳細は別紙「評価基準」のとおり

（2）最高得点のものが同点の場合は、見積金額の安価な者を契約の相手方として特定する。

（3）提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は契約の相手方として特定しない。

9 その他

（1）このプロポーザルに参加する費用の全ては参加者の負担とする。

（2）契約の締結 本プロポーザルにより特定された業者を見積徴取の相手方とし、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

（3）本契約の履行結果が優良な場合、令和9年度まで行政職副主幹・新任担当長研修委託を本業務の契約の相手方と、単年度の随意契約により契約を締結することがある。ただし、契約は単年度毎に締結し、前年度の業務の履行状況が良好の場合に限る。なお、年度毎の随意契約を行う際に仕様書の内容を変更する場合がある。

（4）選考結果通知後の辞退は認めない。

（5）本プロポーザルは、令和5年豊田市議会3月定例会で令和5年度当初予算が可決されなかった場合、無効とする。

別表

資本関係又は人的関係について

<p>(1) 資本関係</p>	<p>① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合</p> <p>② 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合</p>
<p>(2) 人的関係</p>	<p>① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。</p> <p>1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。</p> <p>イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役</p> <p>ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役</p> <p>ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役</p> <p>ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役</p> <p>2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役</p> <p>3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）</p> <p>4) 組合の理事</p> <p>5) その他業務を執行する者であつて、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者</p> <p>② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合</p> <p>③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合</p>
<p>(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合</p>	<p>組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。</p>

別紙

- (1) 登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- (2) 納税証明書（国税）「法人税」、「消費税及び地方消費税」の納税証明書（その3の3）
- (3) 納税証明書（愛知県税※）「法人事業税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」、「自動車税種別割」の納税証明書
- (4) 納税証明書（豊田市税※）「完納証明」

※ 豊田市内（愛知県内）に事業者がない者等で、納税証明書が受けられない場合は「豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書」を提出

（注）上記書類は、申請日において発行日から3か月以内のものとする。

豊田市税（愛知県税）の納税義務がないことの申出書

次の豊田市税（愛知県税）について納税義務はありません。

- 法人事業者の場合
 - 愛知県税：「法人県民税」、「法人事業税・特別法人事業税・地方法人特別税」及び「自動車税種別割」
 - 豊田市税：「法人市民税」、「固定資産税・都市計画税」、「事業所税」及び「軽自動車税」
- 個人事業者の場合
 - 愛知県税：「個人事業税」及び「自動車税種別割」
 - 豊田市税：「個人市民税」、「固定資産税・都市計画税」、「事業所税」、「軽自動車税」及び「国民健康保険税」

豊田市長 様

令和 年 月 日

[本店]

所在地 _____

商号又は名称 _____

代表者氏名 _____ (印)

代表者印を必ず押印してください。

[契約営業所]

- 本店
 - 支店等
- } いずれかにチェックしてください。本店の場合、以下の記載は不

所在地 _____

営業所名 _____